

違法車両への 取締まり強化

これからの
取り組み

違法取締りや違反者への罰則と指導等の強化

現地 取締り

大型車両の長さ・重量を実際に計測する違法取締りを実施し、違法車両に対しては、その場で積荷を減らす**軽減措置**や、**運行中止**といった指導を行っています。

取締の様子：軽減措置



車両重量測定状況 (H26.7.17)



軽減措置 (積荷の減載) 状況 (H26.7.17)



軽減措置 (減載後の計量) 状況 (H26.7.17)

通行の適正化に向けた主な取組

通行許可基準の 見直しと 許可手続の改善

●バン型等セミトレーラー連結車の駆動軸重の許可基準の統一

【現状】



可基準の
見直し

【見直し後】

国際海上コンテナ輸送車両に限らず駆動軸重11.5tに緩和



駆動軸重
連結全長
基準の緩和

●45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

【現状】



可基準の
見直し

【見直し後】 17mを超える車両でも条件付きで申請・許可の対象とする。



通行許可手続き
簡素化

●大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、 国による一括審査を実施

違反の取締り 指導等の強化 悪質違反車

車両総重量「基準×2」以上の
車両への厳罰！

レッドカード
即時告発！

違反と取締りや違反者への指導等の強化

【違法に通行した場合】

- ・運送事業者、運転者には、**罰則の適用、名前の公表。**
- ・荷主には、**勧告及び荷主名等を公表することがあります。**

罰則

100万円以下の
罰金等